

5 G等要望調査の取組みについて



令和5年11月15日
関東総合通信局

関東地域における5Gの整備状況

総務省公表資料を基に関東局において作成

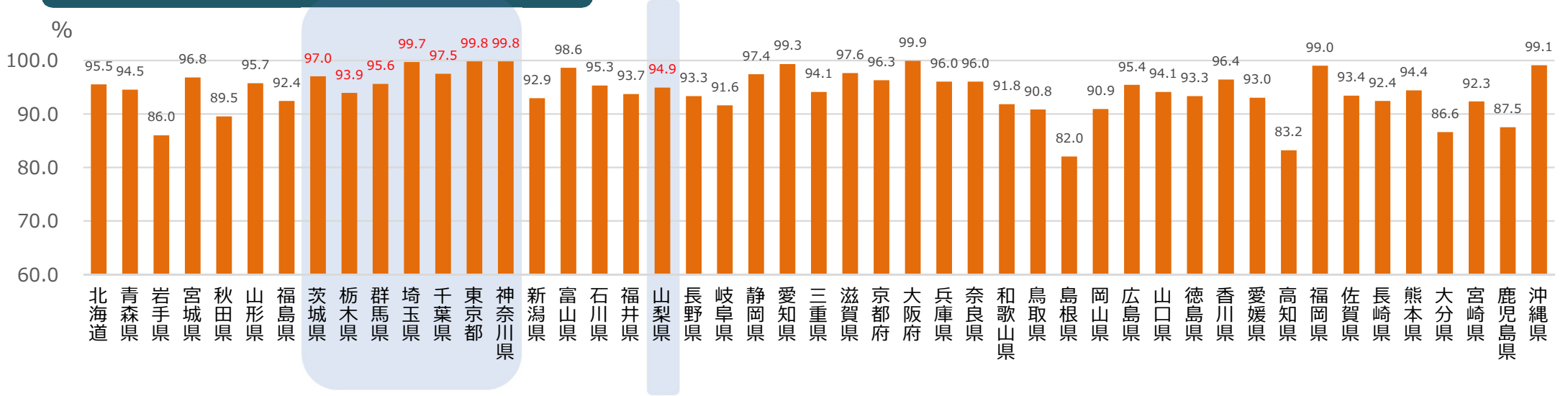
- 全国の5G人口カバー率は、2023年3月末で96.6%。
 目標：2023年度末 95%、2025年度末 97%、2030年度末 99%【デジタル田園都市国家インフラ整備計画】
- 関東総合通信局管内の都県別5G人口カバー率は、2023年3月末で90%を超えた。
 目標：2025年度末 各都道府県90%程度以上、2030年度末 各都道府県99%【デジタル田園都市国家インフラ整備計画】

関東地域・各都県における5G人口カバー率※ (括弧内は2022年3月末のカバー率)

都県名	5G人口カバー率	都県名	5G人口カバー率
茨城県	97.0% (93.0%)	千葉県	97.5% (94.9%)
栃木県	93.9% (88.2%)	東京都	99.8% (99.5%)
群馬県	95.6% (93.6%)	神奈川県	99.8% (99.6%)
埼玉県	99.7% (99.2%)	山梨県	94.9% (91.5%)

(参考) 都道府県別の5G人口カバー率

※ 携帯キャリア4者のエリアカバーを重ね合わせた数字。小数点第2位以下を四捨五入。



	要望	令和5年度中整備予定 (括弧内は整備済数)
茨城県	—	—
栃木県	47 11市町	27 (14) 6市町
群馬県	15 2市町	4 (1) 1市
埼玉県	9 3市町	5 2市町
千葉県	6 4市町	—
東京都	21 9市区町村	7 (6) 4区町村
神奈川県	13 7市町	8 (3) 4市
山梨県	5 2町村	—

【要望調査期間】

令和4年9月13日～令和4年10月31日

【アップデート調査期間 (5G)】

令和5年9月11日～令和5年9月27日

【凡例】

要望：令和4年10月に各都県経由で集約した5G整備に関する要望を集約

整備予定：上記要望案件につき、来年度までに1社でも整備予定としている案件数

()内は、携帯電話事業者が基地局を整備設置している旨の回答があった件数

【現在の調査項目】

- 1 自治体情報（自治体名、担当者連絡先等）
- 2 要望地域の情報
 - ・要望地域の有無
 - ・要望の主体（自治体、地域の住民、等）
 - ・要望地域の住所地番等
 - ・要望地域の概要（住宅地、観光地、商業地域など）
 - ・要望地域の地図の有無（図面等添付）
 - ・宅地計画・大型商業施設設置計画等
- 3 要望地域の基地局候補地情報
 - ・要望地域をエリアとする基地局候補地の見込み
 - ・基地局候補地の住所・名称（分かれば緯度経度）
 - ・基地局候補地における伝送路の利用見込み
 - ・基地局候補地における商用電源の利用見込み
- 4 要望地域での想定サービスに関する情報
 - ・サービスシステム（5G、ローカル5G、LPWA等）
 - ・想定サービス分野（地域住民の利用、教育、医療・介護、等）
 - ・サービス利用主体（自治体、地域住民、等）
 - ・サービス利用主体における設置費用負担の見込み

現在の調査項目を見直すとともに、項目を新たに追加しようと考えております。

ご意見がございましたら、事務局（陸上第一課
メール：kanto-rikuichi@soumu.go.jp）
までお知らせください。

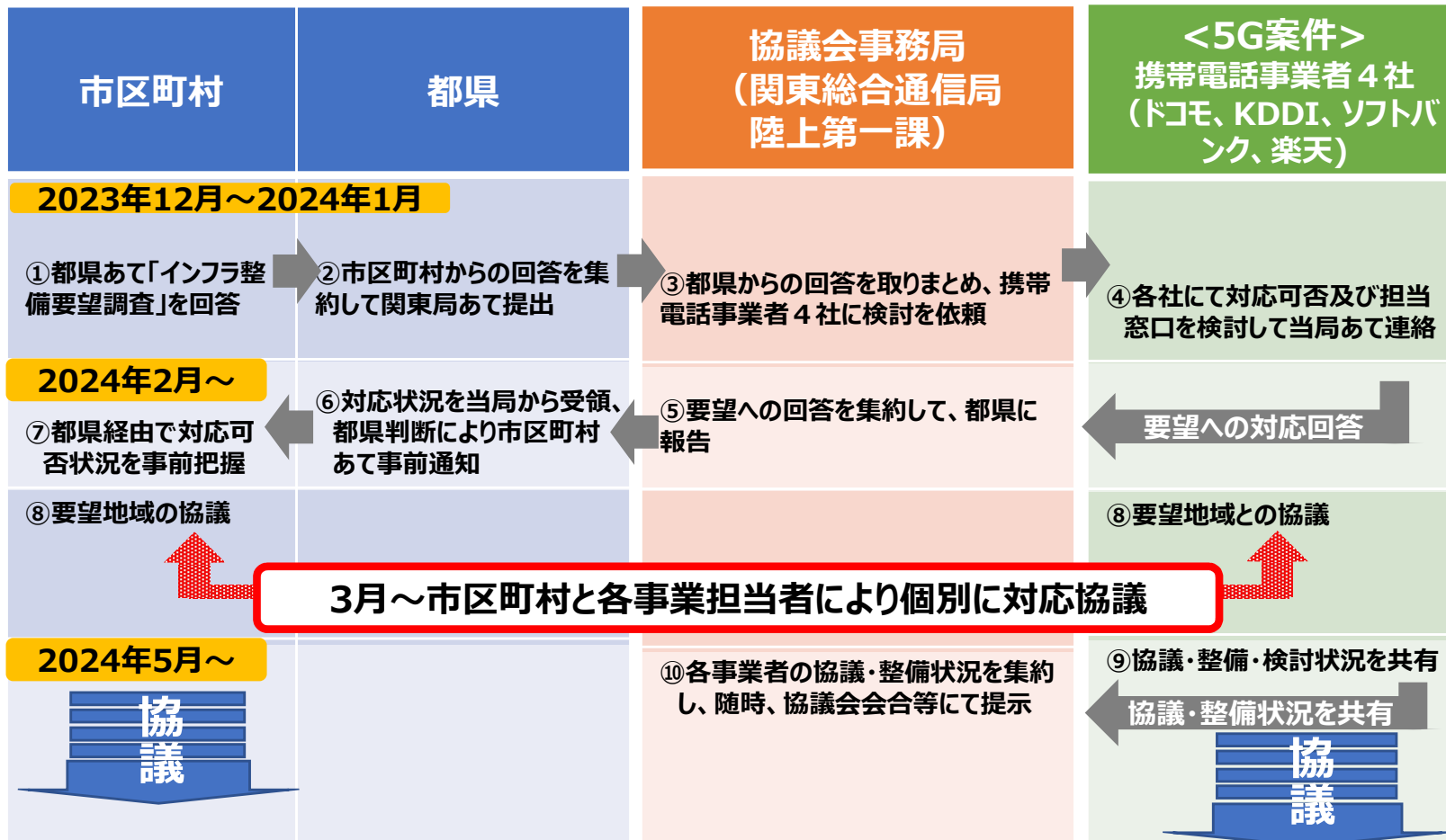
11月27日（月）を〆切とさせていただきます。

【追加する調査項目（案）】

- 1 要望エリアが屋内か、屋外か。
- 2 要望エリアの想定されるユーザー数（特に、大人数が使用するイベントの有無。ある場合は集客や開催頻度）
- 3 行政課題があるエリアかどうか。（避難所等の防災用途などを想定）
- 4 今後具体的なプロジェクトが計画されているエリアかどうか。（該当する場合、目的や期限期間等を記載）
- 5 基地局候補地における規制の有無（建物規制や都道府県独自の規制等を想定）

令和5年度 5Gインフラ整備要望調査について（案）

- 令和5年度の5Gインフラ整備要望調査のとりまとめ結果の展開及び今後の協議にあたり、関係者間の協議ルール及び公表イメージは以下のとおりになります。
- 自治体及び協議関係者の皆様には、あらかじめご理解をお願いします。



○自治体要望結果の展開及び今後の協議に際しての関係者間協議ルール

- ✓ 自治体要望調査の情報は、当局から提供する携帯電話事業者及びインフラシェアリング事業者限りとして取り扱い願います。
- ✓ 各事業者における当局への対応連絡は「対応可・検討継続」のいずれかをご連絡願います。
- ✓ 各事業者からの連絡により、各市区町村において協議（都県担当者が希望する際には都県を経由）の対応をお願いします。
※ 対応の可否に関わらず、自治体の要望に対しては、各事業者において継続して検討願います。

○自治体要望及び協議についての公表イメージ

- ✓ 各都県別に「要望の総数、整備の件数」を集約して協議会内で公表することとします。